

令和7年度 西東京市ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用案内

〒188-8666 西東京市役所 子ども若者応援課 手当助成係
(田無第二庁舎2階) ☎ 042-460-9840

市内に住所を有し、義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、一時的に生活援助・子育て支援等が必要な場合または日常生活を営むのに支障が生じている場合等に、ホームヘルパーを派遣して家事・育児等をするサービスです。

【派遣対象・事由】

次のいずれかに該当し、家事・育児等の援助が必要と認められるひとり親家庭

- (1) ひとり親家庭となって2年以内*であり、生活環境が激変したため、日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする場合

※ ひとり親となってから2年以内の期間において、申請の受付・派遣をする

- (2) 保護者が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
 (3) 就職活動および母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等、自立促進に必要と認められる場合
 (4) 傷病*、出産、別居者の看護、事故、災害、冠婚葬祭・学校等の公的行事の参加等、社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助・子育て支援が必要な場合

※ 傷病…保護者または児童が数日以内の自宅療養を要するもの(慢性疾患・感染症を除く)

- (5) 児童が小学3年生以下で、保護者が就業の事情により、帰宅時間が遅くなる等(所定内労働時間の就業を除く*)で定期的に生活援助や育児の支援を必要とし、(1)から(4)に該当しない場合

※ 各事業所の就業規則に定める勤務時間外において定期的労働を命じられた場合等は可。

ただし、通常の勤務時間が保育園・学童クラブ等の利用可能時間を超えている場合は、ご相談ください。

- (6) その他、対象となるひとり親家庭において、ホームヘルプサービスが必要と市長が認める場合

【サービス内容（一部）】

在宅ワーク・傷病等を除き、原則保護者および扶養義務者（但し学生を除く）の在宅中は利用できません。**児童の見守りを中心**に、必要かつ利用決定時間内に行える範囲で居宅内等において次の家事をお手伝いします。

できること	できないこと
<p>「日常的」に行われる家事の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の世話 ○ 児童の見守り ○ 住居の掃除・整理整頓 ○ 被服の洗濯 ○ 保育園・幼稚園・小学校・学童クラブへの送迎（送迎のみの利用はできません） 	<p>「日常的」な家事の範囲を超えるもの <u>児童の見守りをしながら行うことができないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> × 庭の草取り、家屋の修理など日常的でないもの × 商品の販売など当該家庭の生産的活動に関わるもの × 看護等の専門的知識・技術が必要なもの × 来客対応（インターホン対応含む） × ペットの世話及び当該家庭の趣味に関わるもの × 金銭・薬の預かり

【ご利用までの流れ】

STEP 1 <相談（面談）予約>

事前に面談予約をする。子ども若者応援課の窓口または電話（042-460-9840）

STEP 2 <相談（面談）・申請>

子ども若者応援課にて面談。次の①～⑤の書類を提出してください。

- ① 西東京市ひとり親家庭ホームヘルパー派遣申請書
- ② 利用連絡票（児童1人につき1枚）
- ③ ひとり親家庭であることがわかる書類（戸籍謄本・児童扶養手当証書の写し等）※
- ④ 前々年（または前年）の所得を証明する書類※
- ⑤ 該当する事由（前ページ参照）に応じた証明書類
事由(1) …勤務証明書（採用見込み証明書）
事由(2) …在籍証明書、カリキュラム（時間・日数・授業数等が確認できるもの）
事由(3)・(4)…各状況を証する書類（個別に指定）
事由(5) …勤務証明書、定期的な所定時間外労働を指示されたことを証する書類
保育園等の利用時間外の勤務による場合は、そのことがわかる勤務証明書

※③④については、公簿確認に関する同意書を提出いただければ省略することができます

STEP 3 <審査・結果通知>

市から「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣決定通知書」が届く

STEP 4 <三者面談>

市のホームヘルプサービス担当職員・派遣業者の職員と三者面談
（来庁またはオンライン。事業所により異なります）

STEP 5 <自宅訪問>

ご自宅にて派遣前の最終確認を行います。（事業所により異なります）

【利用者負担金】

以下の所得基準により、派遣時間に応じた費用負担があります。

利用世帯の区分	利用者負担額（1時間あたり）
生活保護または住民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

基礎とする所得額の年度更新月は児童扶養手当の基準に準じます。

【派遣回数・時間・予約方法】

- ① 回数 … 1日1回で、月12回以内※
※ 事由(2)に該当する方は、通学先のカリキュラムに応じて月24回以内
- ② 時間 … 午前7時～午後10時の間で、1日1時間以上※8時間以内（原則1時間単位）
※ 1時間のみの派遣は、事業者が対応可能な場合のみ

- ③ 予約 … 電話（推奨）またはメールで、前月20日（閉庁日に当たる時は直前の開庁日）午後4時までに1か月分をまとめて申込（事由(4)・(6)を除き、締切日時後の受付はできません）

◇予約時の注意点◇

- ・予約日数が認定日数を超えていないか
- ・日にちと曜日に誤りはないか

メール予約の場合の注意点

- 宛先：kodomowakamono@city.nishitokyo.lg.jp
 - 件名に「ひとり親HH予約」とつけてください。
 - 日付、曜日、開始時間、終了時間、送迎の有無について記載してください。
 - 送迎有りの場合は送迎場所も記載してください。
 - 送信者名をフルネームで記載してください。
- メールで予約をいただいた場合、確認のために電話をすることがあります。

【届出義務】

登録情報（勤務先や連絡先等）や派遣事由に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。異動届や必要書類の提出が必要となります。

【ご利用にあたってのお願い】

◎他のサービスとの併用について

保育園・学童クラブ等が利用できる時間は、そちらが優先となります。

◎体調不良や感染症について

感染症等の拡大を防ぐため、児童や保護者および同居中のご家族が以下の状態の場合はヘルパーの派遣ができません。児童の体調不良時は、病児保育など専門のサービスをご利用ください。

- ・ウイルス感染等感染力の強い感染症のとき、またはその疑いがあるとき。
(感染症ごとに規定されている自宅待機期間を含む)
- ・熱が37.5℃以上あるとき。
- ・食欲がなく、元気がないとき。普段と様子が違うとき。

◎その他

- ・派遣終了時は必ず保護者の方への引き渡しとなります。（指定場所への送迎を除く）
- ・キャンセルをするときは、前日17時までに派遣事業者へ連絡をしてください。
- ・規定派遣回数超過分や申請外事由による利用分は、全額自己負担となります。
- ・1年ごとに申請が必要となります。継続利用の方は、3月中に翌年度分の申請手続きをしてください。
- ・派遣業者の指定及びヘルパーの指名はできません。
- ・負担金の滞納や無断キャンセル、書類の未提出時などの場合、利用をお断りする場合があります。